

令和4年第16回美唄市教育委員会会議録

- 1 と き 令和4年12月20日（火）
 午後4時00分～午後4時35分
- 2 と ころ 市長会議室
- 3 出席委員
 天野教育長 高橋教育委員 土肥教育委員 要覚教育委員 梅田教育委員
- 4 説明員
 阿部教育部長 村上学務課長 島指導室長 原田おいしい給食推進室長
 杉本生涯学習課長 北清生涯学習課参事
 高橋学務課長補佐 谷川生涯学習課長補佐
 石本学校教育係長
- 5 開会
 梅田委員を署名委員に指名
 会期を1日と決定
- 6 議件名
 議案第29号 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の
 公表の件
 議案第30号 美唄市放課後児童施設条例施行規則の一部改正の件
 その他1 令和5年度教育行政執行方針の骨子について
 その他2 令和4年第4回市議会定例会一般質問について

概要記録

16:00

●天野教育長 ただいまから、令和4年第16回美唄市教育委員会議を開会いたします。順序第1 会議録署名委員に梅田委員を指名します。次に順序第2 会期の決定につきましては本日1日といたします。次に順序第3 教育長報告、行事予定について、事務局から説明をお願いします。

●阿部教育部長 それでは、11月18日第14回教育委員会議以降の教育長報告について申し上げます。

※教育長報告（添付資料 別紙1）

※行事予定説明（添付資料 別紙2）

●天野教育長 教育長報告、行事予定について事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 なければ次に移ります。順序第4 議案第29号令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の件について議題とします。事務局から説明をお願いします。

●島指導室長 私から、議案第29号令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表の件についてご説明いたします。

このことにつきましては、今年度の本市の調査結果を道教委の報告書に掲載するにあたり、各自治体の同意を得るというものでございます。この調査の目的は、子供たちの体力・運動能力の状況を把握し、学校での体育や保健体育の授業等の充実・改善に役立てるというものでございます。

結果公表に関する道教委の考え方についてですが、別添2をご覧ください。道教委としては、できるだけきめ細かくわかりやすい調査結果を示す観点から、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施要領上の最大限可能な範囲として、管内別の結果を公表するなどしてきました。平成26年度実施要領からは、都道府県、市町村の区別なく、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任果たすことが重要であると明記されるとともに、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会から同意を得た場合は、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされたことにより、市町村別の結果を公表することとしてきました。道教委としては令和4年度もこれまでと同様の考え方で市町村別の結果を報告書に掲載したいと考えているところでございます。

別添3をご覧ください。道教委による公表の具体についてですが、市町村名を明らかにした公表につきましては、各種目の成果と課題が明確になるよう、各種目のT得点をレーダーチャートで表示するとともに、分析結果や体力向上策を合わせて掲載することとしています。更に、次のページには、昨年度の道教委の報告書に掲載された本市の結果紙面を資料として添付しましたので、参考としてご確認ください。以上、これら道教委の考え方を踏まえて、掲載の同意・不同意をお諮りいたします。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●天野教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

●各教育委員 ありません。

●天野教育長 質問がないようですので、議案第29号令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表の件について、「同意する」、「同意しない」を、挙手をもってお諮りいたします。ご同意いただける委員の方は、挙手をもって意思表示をお願いいたします。

●各教育委員 (挙手)

●天野教育長 それでは、ご同意いただけるものとします。

次に、議案第30号美唄市放課後児童施設条例施行規則の一部改正の件について議題とします。事務局から説明をお願いします。

●杉本生涯学習課長 私から、議案第30号美唄市放課後児童施設条例施行規則の一部改正の件について説明させていただきます。

各小学校区に設置されております放課後児童施設の入所申請につきましては、これまで入所申請の際に1枚の申請書で1名の申請手続きしかできなかったことから、きょうだい等がいる場合に2名以上の申請ができるよう要望が多数あったことから、必要な改正を行うほか、これまで規則に定められていない様式を使用していたことから、定めるものでございます。

これらの主なものを申し上げます。別記様式第1号をご覧ください。入所児童名①、②と2名の児童名が記載できるように、この度改正をしたいと考えるものでございます。

次に、別記様式第6号をご覧ください。この様式につきましては、これまで規則に定められていないことから定めるとともに、備考欄への記載が無かったことから、記することといたします。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

●天野教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

●各教育委員 ありません。

●天野教育長 質問がないようですので、お諮りいたします。ご意義ありませんか。

●各教育委員 ありません。

●天野教育長 ご異議ないものと認め、議案第 30 号美唄市放課後児童施設条例施行規則の一部改正の件については、原案どおり可決といたします。

●天野教育長 次に、その他 1 令和 5 年度教育行政方針の骨子について、事務局から説明をお願いします。

●阿部教育部長 その他 1 令和 5 年度教育行政執行方針骨子についてでございます。骨子については、昨年度と変更はございません。

内容といたしましては、教育行政に臨む基本方針ということで、第 7 期美唄市総合計画基本構想における都市像でもある「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」を実現するために 5 つの挑戦の 1 つである「地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり」を進めるということでございます。

重点施策として、①「安心して子育てできる環境の充実」②「生きる力を育む教育と時代を担う人材育成」を掲げております。これにつきましては、1 つ目で、子育て世代が暮らしやすい環境づくりを目指すということと、2 つ目については、学力の向上と体力の向上、それから、地域の暮らしを学ぶ農業体験学習や学校給食の充実を図っていく、子供たちが「確かな学力」を身につけ、未来を切り拓く力強い資質・能力を育むため、ICT 教育の充実など教育環境の整備に努めることとしています。③生涯学習ということで、文化・芸術を育む活動と生涯学習・スポーツの振興ということを目指しています。1 つ目は、郷土史料館を拠点として地域の人材や文化資本の蓄積を目指した「地域学・美唄学」の確立に向けた環境整備にしっかりと取り組んでいくことで書き込んでおります。2 つ目には、地域に根ざした文化芸術活動を育む生涯学習社会を目指す。3 つ目には、スポーツ健康都市宣言に基づいて、運動やスポーツを通じて人とのつながりを育み、より良い生活を身につけるため、ライフステージ等に応じたスポーツの推進を目指すということで、これらについて教育執行方針に書き込んでいきたいと考えております。

次のページをご覧ください。令和 5 年度の施策の体系について変更はありません。大項目として、1 幼児教育、2 学校教育、3 社会教育として、3 つの柱となっております。小項目は変わらず、1 幼児教育については「幼児教育の充実」2 学校教育については、「確かな学力の育成」から「学校施設の整備」までの 8 項目、3 社会教育については「青少年の健全育成」から「スポーツ施設の整備」まで、青少年・生涯学習・文化・スポーツまで全 8 項目と考えております。

現在、令和 5 年度の教育費の予算について、予算要求を行う準備をしておりますが、その予算要求の内容を具体的にこの体系の中に書き込んでいくというこ

とになると考えております。

次のページです。令和5年度教育行政執行方針と教育大綱との関連施策ということで、左には教育行政執行方針の項目、今年度書き込もうと考えている項目についてです。これを全部書き込むか内容を充実させるか、少し削るかについては、今後の予算のつき方で変わってくるところです。これが、何に基づいているかと言いますと、教育大綱とリンクしていますで、教育大綱の目標が掲げられておりますけども、これらにリンクした形での施策ということになりますので、教育大綱と教育行政執行方針の関連性を記載したものになります。

以上、これに基づきまして教育行政執行方針を作成し、来月以降の教育委員会議に提案したいと考えております。教育行政執行方針の骨子については以上でございます。

●天野教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、なにかご質問はございませんか。

●高橋委員 幼児教育についてです。出生率が低下している中で、今後児童に対しての対策を打ち出していかなければならないのではないかと思います。出生児が100人を下回る中で、幼児教育、小中学校の統廃合にも関係してくるのではないかと思います。今後どんな対策を練っていくのか、早い時点から取り組む必要があると思うが、その点を盛り込むなどの考えがあるのか。具体的に言うと、私もへき地保育所で2保育園の存続について関係部署と話をしている。この10年間、現体制で運営してほしいという話になっているが、子供の数の少なさは完全に数字として表れている。今後、早い時期から対応していかなければならない。大きな施設、小中学校は改修したが、今後、子供が少なくなっていくことがわかっていく中で、早くから対策を考えていく、盛り込んだ方が良いのではないかと思います。

●阿部教育部長 へき地保育所の統合の話、指定管理者の課題などは経営会議の中でも話題になっていますし、一般質問でも議員から質問が出ていたと認識しています。施設の統合、指定管理者が継続が難しいのであれば市で吸収するのかなどの議論であったと思うのですが、子供が減ってきているということは、施設の再編整備、学校でいうと統廃合みたいなことになると思うのですが、それについては市長部局と連携しながらやらなくてはならないと思っています。教育行政執行方針の中に書き込む部分については、子供たちの教育、育て方の部分、教育的視点で書いていこうと考えています。それに伴ってハード的な整備でへき地保育所をどうするのかは、私が話せることではないですけども、現在入所している子供たちをどこで預かってもらうのかなど市全体で市長部局が中心となって考えていくことではないかと思っています。保育士不足についても十分承知しております。教育行政執行方針の中では、子供たちの教育の育て方、教育

課程の問題についてですとか、幼小連携、教員の資質向上、来年度から始まる栄幼稚園の跡地利用の中での幼児教育機能をどう生かしていくかということを書き込んでいこうと考えているところです。

今、高橋委員がお話しされたのは、市全体の公共施設の再編に影響してくるので、教育委員会だけではなく、市長部局と十分連携をとっていかなければならないと考えます。

●高橋委員 幼稚園、保育園だけではなくて、その後の小中学校にも関係してくる。年数はかかると思うが、小・中学校のあり方、小中一貫校などについても、将来的なことを考えて早くから取り組んだほうが良いと思う。教育行政執行方針に載せる、載せないということはありませんけども、将来的に早めに取り組んだ方が良いのではないかと思ったのですが。

●阿部教育部長 令和5年度の施策の体系の中で昨年度から加えてみたのですが「新たな義務教育制度」を掲載しています。これが、義務教育学校、小中一貫校のことです。統廃合に関しては、なかなかできない規模の学校ですので、今後学校をひとつにするのか、2つにするのかという議論になってくると思います。それに向けて、まだ調査研究の段階ではありますが、今後どういう形が良いか考えていかなければならないということで、昨年度から書き込んでいるところです。

子供の出生数でいきますと、学級数にすると市内で2学級あれば足りてしまうという時代にきていますので、当然それを見据えた中で新たな学校の創造ということは、教育委員会として十分議論していかなければならないと認識しております。

●高橋委員 わかりました。

●天野教育長 他に何か質問はありませんか。

●各教育委員 ありません。

●天野教育長 質問が無いようですので、その他1令和5年度教育行政方針の骨子について終了します。

●天野教育長 次に、その他2令和4年第4回市議会定例会 一般質問について、事務局から報告をお願いします。

●阿部教育部長 それでは、その他2令和4年第4回市議会定例会 一般質問について、ご説明申し上げます。

※一般質問（添付資料 別紙3）

●天野教育長 ただいま、事務局から報告がありましたが、何かご質問等はございませんか。

- 各教育委員 ありません。
- 天野教育長 質問がないようですので、その他 2 令和 4 年第 4 回市議会定例会 一般質問について終了します。
- 天野教育長 以上で本日の議事については終了しましたが、他に何かございませんか。
- 各教育委員 ありません。
- 天野教育長 なければ、これをもちまして令和 4 年第 16 回美唄市教育委員会議を閉会いたします。

16 : 35 終了

以上会議顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 梅田 志織

別紙 1

教 育 長 報 告

自 令和 4 年 11 月 18 日

至 令和 4 年 12 月 19 日

区 分	会 議 等	
11月18日	第 14 回教育委員会議	教育委員室
20日	第 31 回ホワイトコンサート	市民会館
22日	第 15 回教育委員会議	
	感謝状贈呈式（齊藤建設(株)）	市長応接室
24日	市政功労者表彰式	大会議室
	美唄市職員勤続表彰式	大会議室
25日	表敬訪問（サッカー全国大会出場 東中 3 年）	教育長室
28日	第 3 回空知管内市町教育委員会教育長会議	
30日	学校職員当初人事面接（～12 月 5 日）	各小中学校
12月 1日	「栄誉を讃えて」表彰式	市長応接室
2日	感謝状贈呈式（宮坂建設工業(株)）	市長応接室
3日	読書感想文コンクール表彰式	図書館
4日	美唄市民合唱団定期演奏会	市民会館
6日	令和 4 年第 4 回市議会定例会（～15 日）	議場ほか
10日	「チームラボ お絵かきアニマルズ」展示会オープニング式	
	GOLF 5 カントリー美唄コース	
	グリーン・ルネサンス推進事業シンポジウム	市民会館
	美唄市文化協会こども音楽フェスティバル	郷土史料館
16日	感謝状贈呈式（植村建設(株)）	市長応接室

上記のとおり報告する

令和 4 年 12 月 20 日

美唄市教育委員会

教育長 天 野 政 俊

1 月 行 事 予 定

教 育 委 員 会

日	曜	行 事	時間	場 所	所 管
1	日				
2	月				
3	火				
4	水				
5	木				
6	金				
7	土				
8	日	美唄市二十歳を祝う会	13:00	市民会館	生涯学習課
9	月				
10	火				
11	水				
12	木	キッズ・アートスクール	10:00	美唄尚栄高校	生涯学習課
13	金	こども絵画展（～2/12）		郷土史料館 特別展示室	生涯学習課
14	土	体験講座「木彫り体験」	10:00	郷土史料館 工作室	生涯学習課
15	日	なつかしの映画上映会	14:00	郷土史料館 視聴覚ライブラリー	生涯学習課

【生涯学習課】

街頭指導（市内巡回） 26日（木）

おはなしの会ブックスタート（3歳児） 14日（土） 21日（土） 27日（金） 10:30 図書館児童室

ボディシェイプ教室 10日（火） 17日（火） 24日（火） 31日（火）

午前の部11:00 午後の部19:00 体育センター

日	曜	行 事	時間	場 所	所 管
16	月				
17	火				
18	水	第10回定例校長会議	9:30	教育委員室	指導室
19	木				
20	金				
21	土				
22	日	美唄クロスカントリースキー大会2023	9:00	GOLF5カントリー 美唄コース	生涯学習課
23	月				
24	火				
25	水	第10回定例教頭会議	9:30	教育委員室	指導室
26	木				
27	金				
28	土				
29	日				
30	月				
31	火	第3回青少年指導員 専任指導員会議	15:30	市長会議室	生涯学習課

令和 4 年第 4 回市議会定例会

1 日程

会 期	月 日	曜日	会議別	事 項
第 1 日	12 月 6 日	火	本会議	会期決定、諸般報告、議長報告、市政報告、例月出納検査結果報告、美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告 条例・単行・補正予算案件上程（大綱質疑、所管委員会・特別委員会付託）定期監査報告
第 2・3 日	12 月 7・8 日	水・木	休 会	議案審査
第 4 日	12 月 9 日	金	本会議	一般質問
第 5・6 日	12 月 10・11 日	土・日	休 会	議案審査
第 7 日	12 月 12 日	月	本会議	一般質問
第 8 日	12 月 13 日	火	休 会	常任委員会
第 9 日	12 月 14 日	水	休 会	予算審査特別委員会
第 10 日	12 月 15 日	木	本会議	委員長報告、人事案件、意見書案

2 教育委員会関連案件

【常任委員会】

・指定管理者の指定の件（安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄・美唄市営温水プール・美唄市立図書館）

【予算審査特別委員会】

・一般会計補正予算（小学校管理運営事業・中学校管理運営事業・郷土史料館管理運営事業・学校給食センター管理運営事業・体育センター管理運営事業）

3 一般質問

順序	会派	質問者	質問要旨	質問日
1	令和議員会	川上 美樹議員	1 交通行政について 2 令和 4 年度新事業について	12 月 9 日 (金)
2	市民交流クラブ	山上他美夫議員	1 地域おこし協力隊について	
3	みずほ議員会	松山 教宗議員	1 環境行政について 2 地域医療行政について	
4	無 会 派	本郷 幸治議員	1 医療行政について 2 福祉行政について 3 教育行政について (1) 教育委員会の補助金の取り扱いについて＜教育長答弁＞	
5	令和議員会	森 明人議員	1 福祉行政について	
6	市民交流クラブ	齋藤久美夫議員	1 地域行政について	12 月 12 日 (月)
7	無 会 派	紫藤 政則議員	1 行政組織について (3) 市民会館の管理運営について＜教育長答弁＞ 2 監査の執行について	
8	令和議員会	山崎 一広議員	1 財政支援策について 2 教育行政について＜教育長答弁＞ (1) 教育長就任後今日まで（3 年間）について	
9	市民交流クラブ	伊藤 真久議員	1 観光誘客の推進について 2 除雪について	

令和 04 年 第 4 回 定例会一般質問

本郷 幸治議員
教育委員会学務課

件 名 3 教育行政について

中項目 (1) 教育委員会の補助金の取り扱いについて

質問内容

① 美唄市民会館文化補助事業補助金で調査依頼した方々が市民から心無い中傷批判される状況に対して、どのように重く受け止めているか。

②不起訴処分から 2 年以上が経過しているなかで、市民を巻き込んだ「補助金の取り扱い」についてどの様に検証し、今後の不正受給対策を検討されたのか伺う

答弁内容

(補助金の取り扱いについて) であります、

美唄市民会館文化補助事業補助金につきましては、平成 26 年度の

当該補助金について、虚偽の補助申請及び補助事業等実績報告書の提出があった可能性があるとして、元市民劇場の役員による調査依頼書が教育委員会に提出がありました。

この調査依頼を受け、平成 30 年 7 月 11 日付けで札幌方面美唄警察署長あてに、教育委員会補助金をさく取したとして告訴状を提出しておりましたが、令和 2 年 5 月 28 日付けで、札幌地方検察庁岩

見沢支部から不起訴処分とした旨の通知がありました。

このことによって、調査依頼をされた方が批判を受けていることについて、私といたしましては、この調査依頼自体が、決して誤った行為ではなく、批判を受けるべき内容のものではないと考えているところであり、誤解をまねいた事に対しまして、お詫び申し上げたところです。

次に、不起訴処分後の検証については、教育委員会議の中で、刑事告訴に至る経緯や不起訴処分となったことに対する認識等について、協議してまいりました。

この協議を通して、刑事告訴などの重要案件については、法令や条例、規則に基づき、慎重な判断を行っていくことが必要であるという共通認識に至ったところであります。

また、補助金交付に係る事務については、当該申請に係る書類等の審査や必要に応じて行う現地調査等により当該申請内容の確認行為の実施など、今後とも法令や条例、規則に基づき、適切な執行に努めてまいりたいと考えております。

令和 04 年 第 4 回 定例会一般質問

紫藤 政則議員
教育委員会学務課

件 名 1 行政組織について

中項目 (3) 市民会館の管理運営について

質問内容

行政財産の目的外使用許可の実情と指定管理者に対する行政の関与等のあり方について以下たずねる

- ① 市民会館の食堂に関する使用許可の経緯と現状、食堂経営の状況、使用料金や光熱水費等の負担の状況、そしてこれらの法的根拠をどう認識しているか
- ② 指定管理者が行う業務の再委託先選定にあたって、行政の関与についてのルールをどう認識しているか
- ③ 2019 年度の指定管理者の選定にあたって、選定委員会の選定基準のあり方にコンプライアンス上の問題はなかったのか

答弁内容

(市民会館の管理運営について) であります、

①はじめに、市民会館の食堂につきましては、使用許可の経緯については、平成 20 年度まで、現在の事業者とは別の事業者が指定管理者からの再委託で施設管理及び食堂運営を行っていたところでありましたが、その事業者から、撤退の申出があったところであります。

このため、指定管理者によって次の事業者の選定に向け、複数の事業者に打診したものの、採算が取れないとの理由から断られていましたが、現在の事業者から引き継ぎたいとの申し出があり、契約にいたったと伺っております。

また、食堂の現状については、おもに月曜日から金曜日の11時15分から14時まで営業し、毎日30名程度の利用者がいると伺っております。

行政財産使用料や光熱水費等の負担状況につきましては、行政財産使用料については、食堂設置の目的が市民会館の利用者の利便を図る目的で食堂を経営しているため、美唄市行政財産使用料条例第3条第4号の規定により、免除しているところであります。

また、教育委員会所管施設の行政財産の一部使用に係る使用料の算定方法については、同条例では、使用料は、そのつど市長が定めるものとしておりますが、全庁的な統一基準をもっていないことから、公有財産の管理・活用の適正化、受益者負担の公平性・公正性の確保を図るため、使用料の算定基準の設定について、市長部局と協議してまいりたいと考えております。

次に、光熱水費等については、子メーターの設置がないため実際の使用量は把握できないことから、電気・上下水道料金の実費相当分として月額30,000円を負担していただいております。

算出方法につきましては、電気料については、食堂内で使用されている冷蔵庫や炊飯器等の電化製品の消費電力量をメーカーへの聞き取りやホームページなどの資料に基づいて、算出しているところであります。

また、上下水道料金については、市内飲食店の同規模程度の使用量から料金を算出しているところであります。

食堂の経営状態の確認については、帳簿等の確認を行ってはおきませんが、事業者への聴取や実地確認を行うなど、利用者数等の現状の把握に努めているところであります。

②次に、指定管理者が行う業務の再委託先選定につきましては、清掃や警備など個々の事実上の行為を第三者へ委託することはできないものの、指定管理者制度の趣旨にかんがみ、指定管理業務の全部または主たる部分を再委託することはできないものと認識しております。

このことは、市が策定している指定管理者制度に関する運用指針においても定められており、市民会館の指定管理業務においては、基本協定書に第三者による指定管理業務の実施について、事業計画書の提出又は事前に教育委員会の承認を受けた場合を除き、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨、規定しているところです。

③次に、選定委員会の選定につきましては、美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、審査の透明性・公平性を確保するため、学識経験者を含む各委員が団体などから提出された申請書類を基に選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を候補者として選定することとなっております。

このため、具体的な選定方法、審査の方法、点数評価の方法については、美唄市指定管理者候補者審査・選定基準に規定されているところであり、この基準に基づき選定手続きがなされていることから、問題ないものと考えております。

なお、私といたしましては、選定委員会の審査方法については、市民の皆様や事業者の方から疑問視されることがないように運営されるべきものと考えております。

令和 04 年 第 4 回 定例会一般質問

山崎 一広議員
教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (1) 教育長就任後今日まで（3 年間）について

質問内容

今月をもって任期の 3 年を過ぎようとしている。過去に中央小学校の校長としておられたが、初めての行政経験であったかと思う。一つの区切りとして、3 年間の思いを伺う。

答弁内容

私は就任以来、今日の子どもたちを取り巻く環境が、より厳しさを増す中、この厳しい環境をたくましく乗り越える力を身につけ、力強く社会を生き抜いていくことができる人に育つよう、美唄市の教育を進め、また、将来を担う美唄の子どもたちが、心豊かにたくましく育ち、子どもから大人まで、市民の皆さんが、生涯にわたって楽しく学ぶ喜びを感じることをできる機会の充実に努めてまいりました。

令和 2 年 1 月に再任していただいて以来、この 3 年間では、新型コロナウイルス感染症が発生し、様々な事が制限され、学校教育では、市内小中学校の一斉臨時休業、卒業式・入学式、運動会や学芸会、修学旅行など、子どもたちの学校生活の中で一番思い出に残る学校諸行事の縮小や中止などがあり、社会教育では、施設の閉鎖や使用制限により、スポーツ団体、文化サークルなどの活動にも大き

な影響を及ぼしました。

この様なコロナ禍の中、児童生徒の感染予防対策などのため、市内外から多くの寄贈をいただき、地域総がかりで子どもたちを守り、育てようという気持ちを感じたところであり、大変感謝しております。

また、学習指導要領の改訂、学校の統廃合、小学校2校の大規模改修のほか、新型コロナウイルス感染症により、国のGIGAスクール構想が急速に進む中、本市においても、1人1台端末の整備が実現し、ICTの活用による授業改善が進み、学校教育において、大きな転換期であったと考えているところであります。

これからの時代、ますます人口減少と高齢化が進み、地域活力の低下が危惧されます。

そのような中においても、本市の未来を担う子どもたちの「生きる力」と「豊かな心」を育むための教育環境を整備するとともに、本市の豊かな歴史や豊富な地域資源をしっかりと守り、地域の人材や文化資本の蓄積を目指した「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、すべての世代が活躍できるまちづくり」の実現に向けた取り組みを推進することが必要であると思っております。

子どもたちは地域の宝であり、子どもたちの元気が、まちや地域の人々を元気にします。

私は、本市の子どもたちが健やかに成長し、その将来が希望にあふれたものであることを切に願っているところであります。